

■道路運送車両法による排出ガス規制 <登録規制>

- 規制対象** 特殊自動車 ⇒ ラフテレーンクレーン
 普通自動車等 ⇒ オールテレーンクレーン台車、トラック（トラッククレーン、高所作業車等）基準値、適用開始日は特殊自動車と普通自動車等とで異なります。
- 規制内容** 道路運送車両法の排出ガス基準に適合していない自動車は車両検査で不合格となり、登録することができません。この規制は自動車メーカーで対応しています。
- 確認方法** 自動車検査証の型式に排出ガス規制識別記号が記載されています。

特殊自動車 ラフテレーンクレーンの基準値、適用開始日、排出ガス規制識別記号

○ 現行 2014年規制、2015年規制（第4次規制第2段階）

定格出力	成分※1	基準値※2 単位:g/kWh	黒煙 基準値	適用開始日 <予定>	排出ガス規制 識別記号
75kW 以上 130kW 未満	CO	6.5(5.0)	25%	新型車:2015年10月1日 継続生産車:2017年9月1日	YDR-
	NMHC	0.25(0.19)			
	NO _x	0.53(0.4)			
	PM	0.03(0.02)			
130kW 以上 560kW 未満	CO	4.6(3.5)		新型車:2014年10月1日 継続生産車:2016年9月1日	YDS-
	NMHC	0.25(0.19)			
	NO _x	0.53(0.4)			
	PM	0.03(0.02)			

※1 CO:一酸化炭素、HC:炭化水素、NMHC:非メタン炭化水素、NO_x:窒素酸化物、PM:粒子状物質
 ※2 基準値例 6.5(5.0)は、1台あたりの上限値 6.5 g/kWh、型式あたりの平均値 5.0 g/kWhを示す。

普通自動車等のうち、オールテレーンクレーン用台車の基準値

○ 現行のオパシメータによる基準値の規制

適用日	排出ガスの光吸収係数の基準値
～平成21年9月30日	0.8m ⁻¹
平成21年10月1日～	0.5m ⁻¹

普通自動車等のうち、車両総重量3.5t 超の基準値、適用開始日、排出ガス規制識別記号

○ 現行平成 28 年(2016 年)規制の基準値と適用開始日

対象車種	成分※1	基準値※2	車両総重量	適用開始日	適合車型の 識別記号
		単位：g/kWh			
ディーゼル重量車 GVW3.5t超の トラック・バス	CO	2.95 (2.22)	車両総重量 3.5 t 超 ~7.5 t 以下	新型車：平成 30 年 10 月 1 日	2■G-
				継続生産車：平成 31 年9 月 1 日	
	NMHC	0.23 (0.17)	車両総重量7.5t超 トラック	新型車：平成 29 年 10 月 1 日	
	NOx	0.7 (0.4)		継続生産車：平成 30 年 9 月 1 日	
PM	0.013 (0.010)	車両総重量7.5t超 トラック以外	新型車：平成 28 年 10 月 1 日		
				継続生産車：平成 29 年 9 月 1 日	

※1 CO:一酸化炭素、NMHC:非メタン炭化水素、NOx:窒素酸化物、PM:粒子状物質

※2 基準値例 2.95(2.22)は、1台あたりの上限値 2.95 g/kWh、型式あたりの平均値 2.22 g/kWhを示す。